

ユースエール認定企業は、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な企業です



くるみんは、仕事と子育ての両立を支援する会社として認定を受けた企業のマークです



くるみんの次を目指すはプラチナくるみん!!



月報 令和4年1月

山口

YAMAGUCHI

ハローワーク山口

(山口公共職業安定所)

〒753-0064 山口市神田町1-75

TEL (083) 922-0043

FAX (083) 925-4999

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

■ 令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料は[こちら](#)



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ①育児休業・産後パパ育休に関する 研修の実施 ②育児休業・産後パパ育休に関する 相談体制の整備 （相談窓口や相談対応者の設置） ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得 事例の収集・提供 ④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する 方針の周知
具体的には？	①「 研修 」 対象は、全労働者が望ましいですが、 少なくとも管理職 は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「 相談体制の整備 」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、 実質的な対応が可能な窓口 を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「 自社の育休取得事例の提供 」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、 労働者が閲覧できるようにしてください 。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、 特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください 。 ④「 制度と育休取得促進に関する方針の周知 」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例は[こちら](#)



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④ 全てを行ってください 。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

■ 就業規則の変更

・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例は[こちら](#)



第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。

就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

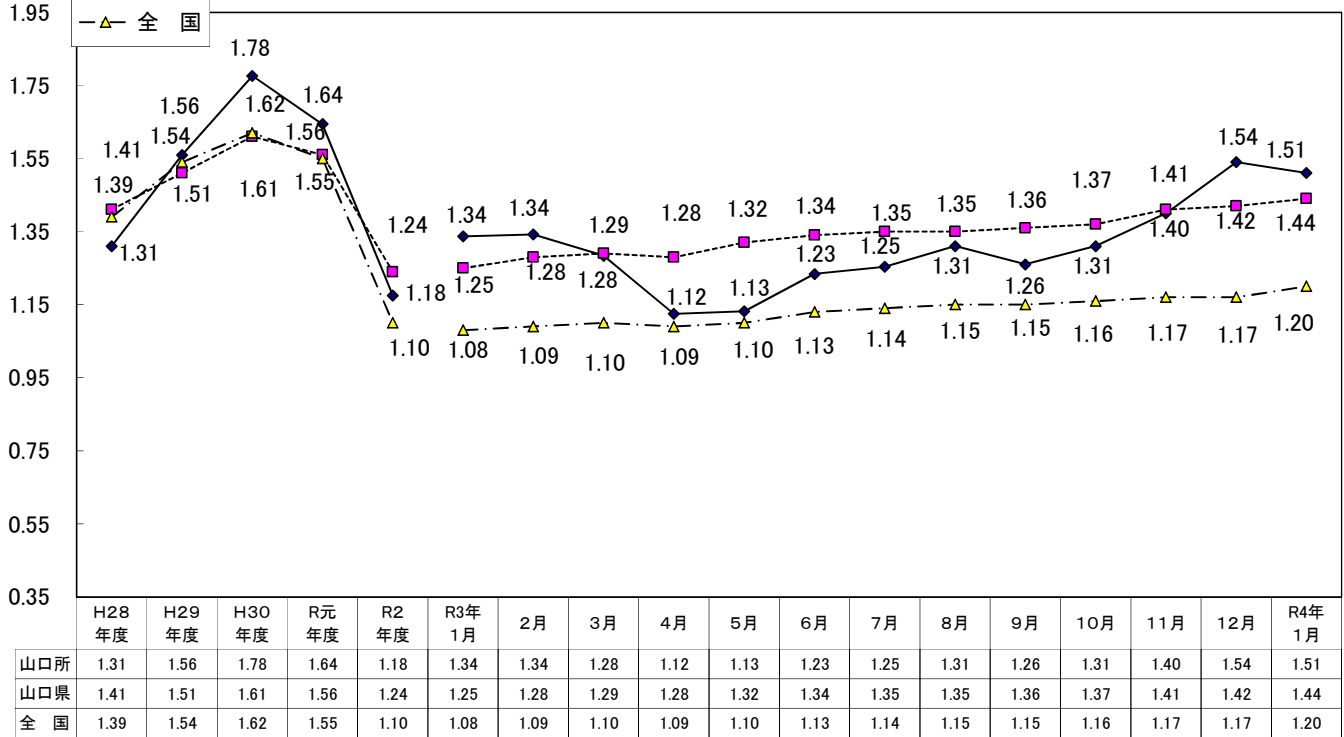
- 育児休業
(1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
(1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
(2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

他に令和4年10月1日施行の事項があります。詳細はお問い合わせください。

労働市場の動き

月間有効求人倍率の状況

(倍)

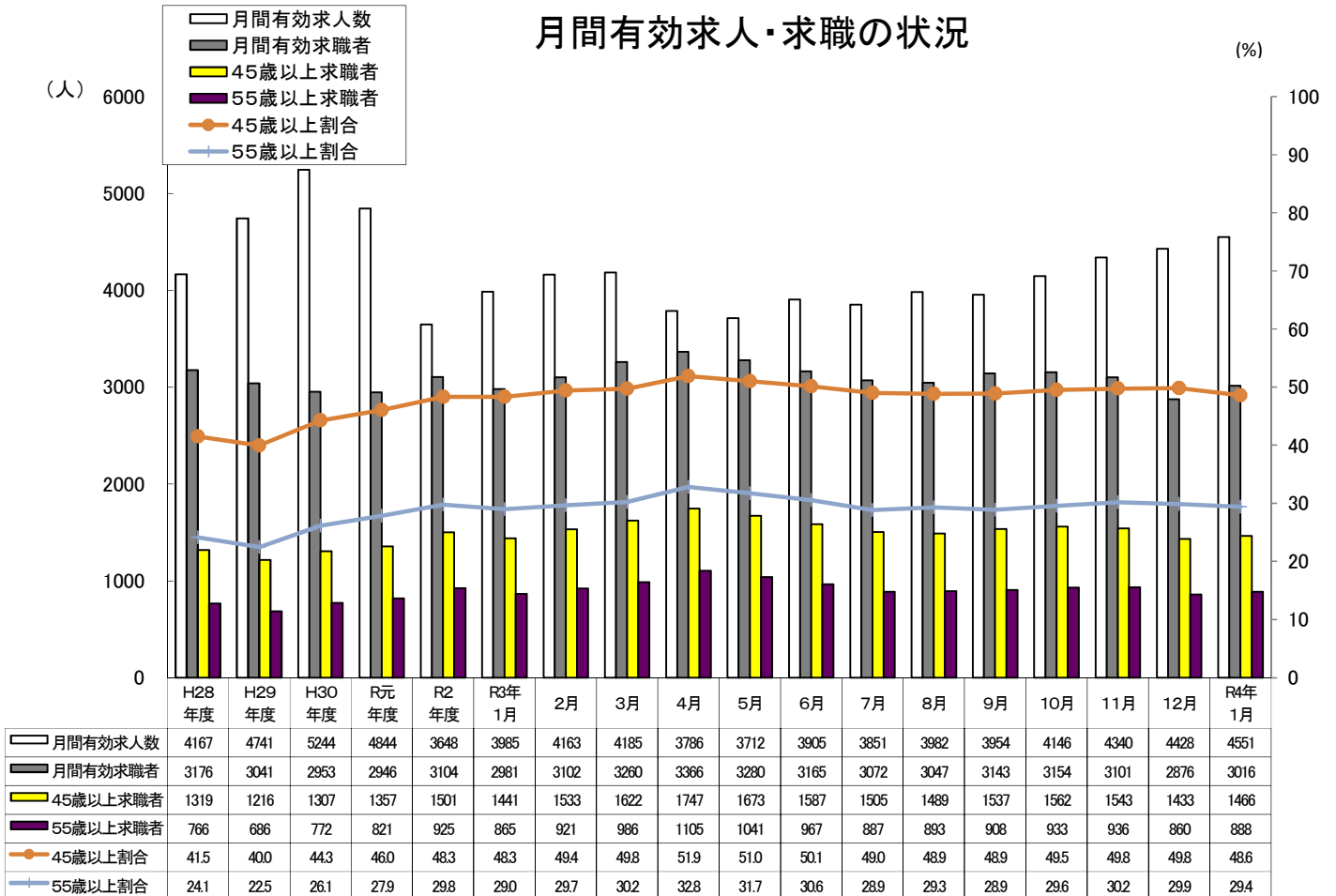


(注) 県及び全国の数値は季節調整値。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

月間有効求人・求職の状況

(人)

(%)



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

一般職業紹介状況（除く学卒関係）

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月
		計	うち男	計	
求人	a 新規求人数	1,737	-	1,575	1,567
	b 月間有効求人数	4,551	-	4,428	3,985
求職	c 新規求職申込件数	722	280	457	670
	うち雇用保険受給者	127	49	91	116
	うち中高年齢者	334	148	216	320
	d 月間有効求職者数	3,016	1,416	2,876	2,981
	うち雇用保険受給者	804	341	821	967
	うち中高年齢者	1,466	746	1,433	1,450
紹介	e 紹介件数	606	240	449	702
	うち雇用保険受給者	109	40	105	159
	うち中高年齢者	315	132	249	315
就職	f 就職件数	156	52	200	171
	うち雇用保険受給者	44	11	64	39
	うち中高年齢者	86	30	101	85
	g 充足数	188	-	220	167

職業紹介状況（フルタイム）

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月
		計	うち男	計	
h 新規求人数		1,075	-	928	981
i 月間有効求人数		2,799	-	2,583	2,452
j 新規求職申込件数		484	218	317	444
k 月間有効求職者数		1,941	1,078	1,847	1,931
l 就職件数		88	37	113	108
	うち雇用保険受給者	30	10	39	27
	うち中高年齢者	39	17	48	48

職業紹介状況（パートタイム）

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月
		計	うち男	計	
m 新規求人数		662	-	647	586
n 月間有効求人数		1,752	-	1,845	1,533
o 新規求職申込件数		238	62	140	226
p 月間有効求職者数		1,075	338	1,029	1,050
q 就職件数		68	15	87	63
	うち雇用保険受給者	14	1	25	12
	うち中高年齢者	47	13	53	37

分析

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月
		計	うち男	計	
r 新規求人倍率 (a/c)		2.41倍	-	3.45倍	2.34倍
s 有効求人倍率 (b/d)		1.51倍	-	1.54倍	1.34倍
t 就職率 (f/c)		21.6%	18.6%	43.8%	25.5%
	うち雇用保険受給者	34.6%	22.4%	70.3%	33.6%
	うち中高年齢者	25.7%	20.3%	46.8%	26.6%
u 充足率 (g/a)		10.8%	-	14.0%	10.7%

雇用保険関係

(* =基本手当基本分)

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月	
		計	うち男			
適用	月末適用事業所数	3,463	...	3,460	3,428	
	新規加入事業所数	10	...	6	10	
	廃止脱退事業所数	6	...	3	7	
	月末被保険者数	82,394	35,410	82,931	82,450	
	資格取得者数	792	335	770	754	
	資格喪失者数	1,321	543	811	1,121	
	離職票交付枚数	740	...	491	736	
給付	一般受給資格決定件数	150	64	111	148	
	法第33条給付制限数	64	29	67	54	
	* 初回受給者数	115	47	134	98	
	うち特定受給資格者	23	15	26	21	
	* 受給者実人員	514	208	532	530	
	うち特定受給資格者	104	51	106	128	
	* 支給金額(千円)	64,496	30,664	62,052	65,398	
	うち特定受給資格者	13,898	7,741	13,617	16,992	
	訓練延長	受給者実人員	42	19	54	62
		支給金額(千円)	5,551	2,495	6,748	8,432
	受講手当	受給者実人員	19	9	24	24
		支給金額(千円)	146	53	163	117
	常用就職支度手当	支給人員	0	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0	2
	再就職手当	支給人員	45	21	53	34
		支給金額(千円)	14,749	9,135	20,328	13,062
	高年齢求職者給付	受給者数	46	22	27	30
支給金額(千円)		9,097	4,740	5,524	6,460	

教育訓練給付関係(一般)

項目	区分	令和4年1月		前月	前年同月
		計	うち男		
受給者数		4	4	12	13
支給金額(千円)		188	188	399	452

高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付関係

項目	区分	受給要件	初 回	受給者	支給金額	前月	前年同月
		確認件数	受給者数				
高年齢雇用継続給付	基本給付金	54	10	495	13,377	17,598	13,721
	再就職給付金	0	0	0	0	0	81
育児休業給付	基本給付金	109	105	1,220	152,937	171,768	162,366
介護休業給付		-	-	(10)	3,495	564	354

()は受給者数